

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により聴取した意見について、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告する。

令和5年7月7日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 （仮称）八日市ファッションモール店 東近江市八日市東本町 335 番 1
- 2 意見の概要 東近江市からの意見
 - (1) 工事および事業活動に起因する騒音、振動、水質汚濁、粉塵、電波障害、その他の苦情が出た場合は、事業者の責任において速やかに対応の上、解決すること。
 - (2) 騒音規制法（昭和43年法律第98号）および振動規制法（昭和51年法律第64号）に定める特定建設作業に該当する場合は、作業開始7日前までに届け出ること。
 - (3) 隣接の市道・市有道路に影響がある場合、道路法（昭和27年法律第180号）に基づく許可を得ること。
 - (4) 隣接の法定外公共物に影響がある場合、東近江市法定外公共物管理条例（平成17年東近江市条例第242号）に基づく許可を得ること。
 - (5) 東近江市開発行為に関する指導要綱により協議の上、同要綱に基づく協定を締結されたい。
 - (6) 当該区域は、東近江市景観計画において市街地ゾーンに該当するため、建築物の延床面積の合計が1,000平方メートルを超えることから、建築行為に関する景観計画区域内行為届出書を提出すること。また、計画に示す景観形成基準を確認の上、良好な景観形成に努めること。
 - (7) 屋外広告物を表示（設置）する場合は、東近江市屋外広告物条例（平成30年東近江市条例第18号）の規定に基づき、良好な景観形成に配慮すること。なお、同条例に基づく許可が必要な場合（事業地内において、広告物の表示面積の合計が10平方メートルを超えるとき）は、屋外広告物許可申請書を提出すること。
 - (8) 公共交通利用者の利便性確保のため、敷地内に線バス（御園線）およびコミュニティバスの停留所設置に協力を願いたい。
 - (9) 周辺の防犯対策として、店舗設置敷地内にLED防犯灯や防犯カメラの設置を検討するなど、防犯対策を徹底すること。
- 3 意見の縦覧場所および縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号
滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号
東近江市商工観光部商工労政課 東近江市八日市緑町10番5号
 - (2) 縦覧期間 令和5年7月7日から令和5年8月7日まで